

令和 8 年

第 2 8 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）

伊勢原市農業委員会

第28回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月26日（金）午前9時55分から11時7分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2C会議室
- 3 委員在任定数 9名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 5 田中 真紀子
 - 6 麻生 伸一
 - 7 越水 一雄
 - 8 大木 克美
 - 9 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）
- 5 欠席委員 な し
- 6 署名委員 古屋 幸男
今井 恵美子
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 な し
- 10 審議事項
 - (1) 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定等による通知について
 - 第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 第6号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
 - 第7号 農業用施設への農地転用届出書について
 - 第8号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 第9号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
 - (2) 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 第3号 非農地証明交付申請の承認について
 - 第4号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について

11 審議内容 (開会 午前9時55分)

- [事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第28回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告9件、議案4件の計13件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第1号のとおり、伊勢原地区で1件、成瀬地区で2件、大田地区で1件の計4件の届出について受理しました。
なお、第三者への斡旋希望が1件ありました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
報告第2号のとおり、伊勢原地区で2件、成瀬地区で1件の計3件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
報告第3号のとおり、伊勢原地区で5件、成瀬地区で2件の計7件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の賃貸借を貸し手・借り手の合意により解約した場合は、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知を農業委員会に行うこととされています。
報告第4号のとおり、2件の届出を受理しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第5号のとおり、伊勢原地区で1件、比々多地区で2件、成瀬地区で2件、大田地区で3件の計8件の証明願いがありました。

報告第5号の1について、対象農地は田中字ガケに2筆、下糟屋字菖蒲田に9筆の計11筆。証明面積は5,891平方メートルです。

5月18日に事務局で現地調査を行い、果樹及び露地野菜の作付けを確認しています。

5月19日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の2について、対象農地は笠窪字本村に2筆。証明面積は2,910平方メートルです。

5月18日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。

5月19日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の3について、対象農地は下平間字中に1筆、同字東下に3筆、同字谷原下に3筆、同字東に1筆の計8筆。証明面積は6,919平方メートルです。

5月28日に事務局で現地調査を行い、水田及び普通畑の耕運管理を確認しています。

5月29日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の4について、対象農地は下糟屋字長尾縄に3筆、同字又口に8筆、上谷字長大縄に4筆、同字前田に5筆、同字島合に6筆、同字反町に3筆、同字下西川に1筆、同字上西川に5筆、下谷字筒川に4筆の計で39筆。証明面積は17,549平方メートルです。

6月5日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作、飼料畑の作付け、露地野菜の作付けを確認しています。

6月10日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の5について、対象農地は小稲葉字枝に3筆同字枝下に12筆、同字下野原に4筆の計19筆。証明面積は7,102平方メートルです。

6月5日に事務局で現地調査を行い、ハウス栽培、露地野菜の作付けを確認しています。

6月10日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の6について、対象農地は白根字谷戸に1筆。証明面積は

877平方メートルです。

6月5日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付けを確認しています。

6月10日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の7について、対象農地は小稲葉字七曲に1筆。証明面積は956平方メートルです。

6月5日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作を確認しています。

6月10日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の8について、対象農地は岡崎大割に7筆、同字野陳に11筆、同字坪ノ内に3筆の計21筆。証明面積は14,429平方メートルです。

6月12日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作、果樹の作付け、露地野菜の作付けを確認しています。

6月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第6号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予の特例の適用を受けている者で、対象農地のうち特定貸付けを行っている農地に対する3年ごとの証明です。

報告第6号のとおり、伊勢原地区で1件の証明願いがありました。

報告第6号の1について、対象農地は岡崎野陳に1筆。証明面積は1,636平方メートルです。

6月12日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。

6月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第7号 農業用施設への農地転用届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 敷地面積が200平方メートル未満の農業用施設は農地法第4条の転用許可申請は不要となります。

報告第7号のとおり、成瀬地区で1件の届出がありました。

報告第7号の1について、届出地は東富岡字千太窪の1筆。面積269平方メートルの内の103.44平方メートルに鉄骨造平屋建てにてトラクター・管理機・草刈り機などの物置を建設します。

工事は令和7年12月13日から令和8年2月3日です。6月4日に農業用施設の農地転用届出として提出されました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第8号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、既に利用権の設定を行っている案件の更新については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、伊勢原市が農用地利用集積等促進計画案を作成します。

報告第8号のとおり、25件の貸借の計画案に対し、市から農業委員会に同法同条第3項の規定に基づき、農地中間管理権の取得及び同法第18条第5項第2号及び3号に規定する要件に対する意見聴取があり、神奈川県が示す農地中間管理事業に係る事務処理の手引きに基づき、会長による専決により回答を行いましたので、報告します。

伊勢原地区での貸借1件について、内容は報告第8号の伊勢原の1のとおりです。

高部屋地区での貸借6件について、内容は報告第8号の高部屋の1から6までのとおりです。

比々多地区での貸借5件について、内容は報告第8号の比々多の1から5までのとおりです。

成瀬地区での貸借5件について、内容は報告第8号の成瀬の1から5までのとおりです。

大田地区での貸借8件について、内容は報告第8号の大田の1から8までのとおりです。

以上25件貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件、常時従事等を満たしており、その旨を回答しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第9号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地法第3条の規定により一度許可した案件について、報告第9号のとおり2件の取消し願いがありましたので報告します。

報告第9号の1について、令和7年6月27日に許可を出しました高部屋地区の案件です。取消し願いの理由は、譲受人が譲渡人の所有するほかの農地を取得したいとのことから取消し願いが出されました。

報告 9 号の 2 について、令和 8 年 2 月 27 日に許可を出しました大田地区の案件です。取消し願いの理由は、譲受人個人による取得として申請されたものですが、この度、譲受人が代表を務める農地所有適格法人での取得としたいとのことから取消し願いが出されました。

2 件共に事情を鑑み、専決処分にて許可の取消しとしました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。

議案第 1 号のとおり、伊勢原地区で 2 件、高部屋地区で 2 件、大田地区で 2 件の計 6 件の申請がありました。

議案第 1 号の 1 及び 1 号の 2 について、譲受人が同一であるため一括で説明します。申請地は、岡崎字野陳に各 1 筆、面積は議案第 1 号の 1 が 786 平方メートル、議案第 1 号の 2 が 1,084 平方メートルです。

経営規模拡大のため、議案第 1 号の 1 を無償、議案第 1 号の 2 を有償にて所有権を移転します。

6 月 17 日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内で約 2,000 平方メートルを借り受けており、露地野菜を栽培しています。

農地法第 3 条の 3 要件について説明します。

要件 1 「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、管理機、耕運機があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件 2 「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も 12 年ほどあります。

要件 3 「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第 1 号の 3 について、申請地は、日向字引地の 1 筆、面積は 416 平方メートルです。

譲受人は、今年 4 月末まで中間管理機構による貸借により申請地で稲作を行っていました。

経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。6月24日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、厚木市で835平方メートル、千葉県睦沢町で2,790平方メートルの農地を借り受け、露地野菜や米を栽培しています。

農地法第3条の3要件について説明します。

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、管理機及び刈払機を所有していることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその妻が農作業に常時従事しており、農業経験も4年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」も問題ありません。

議案第1号の4について、上粕屋字秋山の1筆、面積は170平方メートルです。譲受人と譲渡人は親子の関係であり生前贈与のため、無償にて所有権を移転します。6月24日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、当該農地を譲渡人を含め、家族で露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件について説明します。

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、鎌、シャベルがあることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験は2年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」も問題ありません。

議案第1号の5について、申請地は、小稲葉字宮之東の1筆、面積は685平方メートルです。

譲渡人は規模拡大のため有償にて所有権を移転します。6月22日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内に畑1,311平方メートルを所有し、露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件について説明します。

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、管理機、草刈機、耕運機を所有していることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件２「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験は１０年ほどあります。

要件３「地域との調和要件」も問題ありません。

議案第１号の６について、申請地は、下谷字角地の４筆、面積が１，４８３平方メートルです。

譲受人は市内の農地所有適格法人で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たす法人となります。譲渡人は市外の方です。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

現在、譲受人は田２．１ヘクタールを所有し、米を栽培しています。

農地法第３条の３要件について説明します。

要件１「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、コンバイン、田植機、管理機などを所有していることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件２「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験は１０年ほどあります。

要件３「地域との調和要件」も問題ありません。

なお、農地所有適格法人へ農地等取得の許可をするにあつては、農地法処理基準第３の１１の規定により、「取得後においてその耕作の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認めるときは、許可を取り消す旨の条件」を付すこととされています。

〔議長〕 事務局の説明が終わりました。議案第１号の１について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

〔地区担当委員
（伊勢原地区）〕 譲受人は、１２年前から農業に専従しており、農業機械についてもトラクター１台のトラクターのほか、耕運機が３台、刈払機、チェーンソー等の所有を確認しました。これまでの農業実績より問題ないと思われま

〔議長〕 審議に入ります。議案第１号の１について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

〔議長〕 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第１号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔議長〕 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり許可とする」こととします。

〔議長〕 議案第１号の２について、地区担当委員から補足説明がございましたら

お願いします。

〔地区担当委員〕 議案第１号の２に対する説明と同様です。

（伊勢原地区）

〔議長〕 審議に入ります。議案第１号の２について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

〔議長〕 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第１号の２について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔議長〕 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第１号の２については、「原案のとおり許可とする」こととします。

〔議長〕 議案第１号の３について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

〔地区担当委員〕 ２４日に地区担当委員と事務局にて現地確認いたしました。

（高部屋地区） 譲受人の適格要件としては、厚木市及び千葉県睦沢町にて耕作証明が出ているので、問題ないと思います。申請地は、現状は田であり譲受人が水稻をしておられるようです。今後の計画を確認したところ、今年はこの後、人参とか大根、葉物などを栽培する予定との話でした。来年度にはまた、水稻を行うとのことでした。日向地区なので段々の棚田であり、進入路も狭く、耕運機がやっと１台出入り出来るようなところであり、周りは電気柵で囲まれていいです。去年は水稻を作付けされており、また、機械もお持ちのようですので、特に問題ないと思います。

〔議長〕 審議に入ります。議案第１号の３について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

〔議長〕 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第１号の３について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔議長〕 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第１号の３については、「原案のとおり許可とする」こととします。

〔議長〕 議案第１号の４について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

〔地区担当委員〕 ２４日に地区担当委員と事務局にて現地確認いたしました。

（高部屋地区） 当該農地は、現在、譲渡人により里芋とか花を栽培されています。高齢を理由に譲受人となる息子に任せたいとの意向です。

家族間の譲渡ですので、特に問題はないと思います。

- [議長] 審議に入ります。議案第1号の4について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の4について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第1号の4については、「原案のとおり許可とする」こととします。
- [議長] 議案第1号の5について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(大田地区) 地区担当委員と事務局で、譲受人の立会いの下で現地確認しました。事務局の説明のとおり、特に問題ないと思います。
- [議長] 審議に入ります。議案第1号の5について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の5について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第1号の5については、「原案のとおり許可とする」こととします。
- [議長] 議案第1号の6について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(大田地区) 事務局説明のとおり、譲受人は農地所有適格化法人であり、地域でも一、二を争うような法人であり特に問題ないと考えます。
- [議長] 審議に入ります。議案第1号の6について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の6について、「取得後においてその耕作の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認めるときは、許可を取り消す」旨を条件とし、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第1号の6については、「取得後においてその耕作の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認めるときは、許可を取り消す」旨を条件とし、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求められます。

議案第2号のとおり、伊勢原地区で1件、大山地区で1件の計2件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は岡崎字花立の7筆、合計面積3,464平方メートルです。

譲受人は宮大工の会社で、本社事務所兼作業場の他に4箇所分散して既存の資材置場を使用しています。

今回の計画で一部を集約し作業効率を上げ、地組スペースを作る事で作業の安全性向上・工期の短縮を実現するため計画するものです。権利関係は、賃貸借権です。

土地利用計画は、工務店の車両12台の駐車場と社寺建設用の原木・製材木材・足場材料・工事現場用コンテナハウスなどを置く場所と地組スペースとなります。

造成計画は、北側の道路の高さまで盛土をして、その他周囲は30度以下の法面とします。15センチメートルの砂利舗装とし雨水は透水トレンチ管にて浸透処理します。出入口は2箇所設け8メートル幅のコンクリート床板橋を設置します。

工期は盛土計画と合わせて許可日から7ヶ月間とされています。

盛土量は約3,000立方メートルで11トンダンプを使用し1日6回搬入します、車両の運行は近隣の小学校の登下校時間を避け、近隣住民に迷惑が及ばないように午前9時から午後3時までとします。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます、他の土地に代替性もないことから転用申請に至りました。

また、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

この申請は、対象面積が3,000平方メートル以上なので、県農業会議の常設審議委員会への諮問を行います。問題なしとなった場合に、県知事に副申します。

議案第2号の2について、申請地は子易字南澤の3筆、670平方メートルを一時転用します。

申請地の北は墓地と南と東は農道ですが現状は急な斜面、西は新東名高速道路の用地となっています。

譲受人は相模原市の会社です。権利関係は、使用貸借です。

譲受人は、埋蔵文化財を調査する会社で公益社団法人かながわ考古学財団からの委託業務で文化財発掘調査を行います。

調査に伴い、土砂を一時置く場所と調査員の休憩所と発掘用機材の一時置場として転用します。

一般基準及び個別基準について敷地は、土砂流出防止柵・仮囲いフェンスを設置して使用します。雨水は自然放流とします。

一時転用期間は令和8年12月31日まで。工期内に原状回復して土地所有者に戻ります。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がり10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 代理人より説明を受け、地区担当委員にて現地確認しました。

(伊勢原地区) 特に問題点は認められません。

[議長] 審議に入ります。議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 地区担当委員にて現地確認しました。

(大山地区) 事務局説明のとおり、必要な埋蔵文化財調査であることから、特に問題はないと考えます。

[議長] 審議に入ります。議案第2号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号のとおり、高部屋地区で2件、成瀬地区で1件の計3件証明願がありました。

議案第3号の1について、申請地は上粕屋字石倉下の2筆、面積は811平方メートルです。

経過として、戦後から牛舎敷地として利用し、現在も牛舎建物は残っています。住宅敷地の西側の土地は防風林として住宅敷地として現在に至ります。

経過を証明する資料としては、平成19年の航空写真と昭和46年の固定資産税台帳証明書を提出されています。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

議案第3号の2について、申請地は日向字洗水の1筆、面積は54平方メートルです。

経過として、昭和50年に平屋住宅を建設し、その後、西の畑側に増築をして現在に至ります。

経過を証明する資料としては、昭和61年のスナップ写真及び、平成18年の航空写真が提出されています。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

議案第3号の3について、申請地は東富岡字千太窪の2筆、面積は139平方メートルです。

経過につきましては、昭和45年母屋を新築してから宅地の一部として使用していました。

経過を証明する資料として、平成2年の航空写真及び、昭和46年の固定資産税台帳証明書を提出されています。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、農地の広がり10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。非農地証明書においても立地基準は適用されます。第1種農地の例外として既存敷地の2分の1以内の敷地拡張は許可対象に含まれます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

- [地区担当委員]
(高部屋地区) 6月24日に地区担当委員にて現地確認しました。
敷地全体が空き家になっているような感じと見受けました。
当該牛舎について、このまま残しても空き家として問題が残る恐れが想定されることから、地目を整理し他の土地利用を図ることについて、致し方無いと感じました。
- [議長] 審議に入ります。
議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり証明する」ことといたします。
- [議長] 議案第3号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(高部屋地区) 6月24日に地区担当委員にて現地確認しました。
永く宅地として利用されており、先々の相続を見据えた身辺整理として、特に問題はないように思います。
- [議長] 審議に入ります。
議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の2について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり証明する」ことといたします。
- [議長] 議案第3号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(成瀬地区) 6月21日に地区担当委員で現地確認しました。問題ありません。
- [議長] 審議に入ります。
議案第3号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の3について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第3号の3については、「原案のとおり証明する」ことといたします。

[議長] 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

このことから、同法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。

議案第4号のとおり、4件の貸借の申し出がありました。

大田地区では4件の提出があり、議案第4号の大田の1から4までのとおりです。

以上4件すべてにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしています。

また、伊勢原市長より「地域計画の達成に資する」という回答を得ています。

[議長] 審議に入ります。

議案第4号の大田の1から4までについて、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の大田の1から4までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第4号の大田の1から4までについて、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] すべての審議が終わりました。

以上を持ちまして、第28回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会 午前11時7分)

